令和８年度

木津川市国際交流協会

K．I．E．A．

総　会

日　時　令和８年５月１６日（土）

午後１時００分～

場　所　木津川市中央交流会館

次　　第

1　開　　会

2　挨　　拶

3　来賓祝辞

4　議長選出

5　議　　題

(1) 第１号議案　令和７年度事業報告

(2) 第２号議案　令和７年度決算報告

(3) 第３号議案　令和７年度会計監査報告

(4) 第４号議案　令和８年度事業計画

(5) 第５号議案　令和８年度予算

(6)　その他

6　閉　　会

第１号議案

令和7年度　事業報告

期　日	事　　業　　名	場　　所
令和７年４月～ 令和８年３月	日本語教室開催　※日本語教室委員会は各月に１回開催。	庁舎北別館
４月　５日～　６日	友好都市高校一行表敬訪問・交流会	奈良公園・中央交流会館等
４月１５日・１７日～１８日	友好都市市長及び姉妹都市協会会長一行表敬訪問・交流	京都市内・和束町・東部交流会館等
４月２０日	木津川市中学生海外派遣事業募集説明会	東部交流会館
５月１３日	木津川市中学生海外派遣事業第一次審査会	市役所会議室
５月１７日	木津川市国際交流協会総会及びサンタモニカ交換学生事業募集説明会	中央交流会館
５月２５日	木津川市中学生海外派遣事業第二次審査会	市役所会議室
６月　８日	多文化共生イベント　日本語実践学習・異文化体験学習	奈良市内（平城宮跡）
６月　８日	木津川市中学生海外派遣事業第１回事前研修会及び説明会	中央交流会館
６月２８日～２９日	木津川市中学生海外派遣事業第２回、第３回事前研修会	山城町森林公園・庁舎北別館等
７月　６日	木津川市中学生海外派遣事業第４回事前研修会	庁舎北別館
７月２０日	木津川市中学生海外派遣事業第５回事前研修会	庁舎北別館
７月２０日～２７日	日本語教室こども支援講座（夏季）全４回	庁舎北別館
８月　３日	木津川市中学生海外派遣事業第６回事前研修会	中央体育館
８月１３日～２１日	中学生海外派遣事業	アメリカ
８月２６日	中学生海外派遣事業市長報告会	市役所全員協議会室
９月２０日	多文化共生イベント　「英語で世界を知ろう」	東部交流会館
１０月１２日	中学生海外派遣事業市民報告会	東部交流会館
１０月１８日	多文化共生イベント　「スリランカを知ろう」	東部交流会館
１１月　１日	第１回日本語支援ボランティアスキルアップ研修①	東部交流会館
１１月　８日	第２回日本語支援ボランティアスキルアップ研修②	東部交流会館
１１月　９日	木の津まつり参加・バトミントン交流会	中央体育館
１１月１５日	第３回日本語支援ボランティアスキルアップ研修③	東部交流会館
２月１４日	多文化共生イベント　「英語で世界を知ろう」	中央交流会館
３月　８日	木津川市国際交流協会OBOG会	加茂文化センター
	海外交流委員会会議	庁舎北別館・zoom等
	日本語教室・多文化共生委員会会議	庁舎北別館・zoom等
	広報委員会会議	庁舎北別館・zoom等
	協会内ホームページ更新等研修会	庁舎北別館
	日本語教室・多文化共生委員会・協会内交流	東部交流会館等
	その他役員会・理事会等	庁舎北別館・市役所会議室

第２号議案

令和７年度 決算報告

（収入の部）　　単位：円

科　目	予算	流用額	流用後予算	決算	備　考
会　費	200,000		200,000	195,000	会員77名＊2,000円、会員11名＊1,000円、法人３＊10,000円
補助金	5,000,000		5,000,000	3,694,082	木津川市より補助金
京都府日本語教育推進事業費補助金	215,000		215,000	99,000	京都府より補助金
事業収入	121,400		121,400	42,600	事業参加費
負担金収入	2,500,000		2,500,000	2,500,000	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	3,000		3,000	4,135	預金利息
繰越金	487,783		487,783	487,783	前年度繰越金
合計	8,527,183		8,527,183	7,022,600	

（支出の部）　　単位：円

科　目			予算	流用額	流用後予算	決算	備　考
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	30,000		30,000	0	
		旅費	6,294,166		6,294,166	5,302,995	派遣旅費
		消耗品費	60,000		60,000	43,302	交流会用アルバム等
		印刷製本費	100,000	-2,000	98,000	73,040	報告書印刷代
		通信運搬費	20,000	2,000	22,000	21,394	郵送料等
		保険料	7,000		7,000	5,620	事前研修保険代
		使用料	90,000		90,000	67,500	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料
		補助金	200,000		200,000	200,000	就学援助世帯参加負担金補助
	サンタモニカ交流事業	報償費	35,000		35,000	35,000	講師謝礼
		消耗品費	45,000		45,000	12,568	紙コップ等
		食糧費	78,000		78,000	28,703	交流会食費
		通信運搬費	11,000		11,000	2,170	郵送費
		保険料	4,000		4,000	0	
		使用料	130,000		130,000	74,695	施設使用料
	派遣OB事業	消耗品費	20,000		20,000	11,554	紙コップ等
		通信運搬費	30,000		30,000	29,840	郵送料等
		使用料	10,000		10,000	1,100	施設使用料等
	交換学生事業	報償費	10,000		10,000	0	
		消耗品費	5,000		5,000	0	
		通信運搬費	2,000		2,000	0	
		使用料	3,000		3,000	0	
		旅費	22,000		22,000	0	
		補助金	200,000		200,000	0	
日本語教室委員会	日本語教室関連	旅費	5,000		5,000	2,360	研修・会議旅費
		消耗品費	65,000		65,000	62,081	テキスト更新等
		使用料	78,000		78,000	68,700	施設使用料
	日本語教授法研修	旅費	15,000		15,000	3,960	講師旅費
		消耗品費	5,000		5,000	1,396	コピー用紙等
		使用料	21,000		21,000	5,500	施設使用料
		報償費	108,000		108,000	89,100	講師報償費
	こどもサポート事業	旅費	4,000		4,000	1,320	講師旅費
		消耗品費	3,000		3,000	2,823	コピー用紙等
		保険料	3,000		3,000	1,920	
		委託料	4,000		4,000	0	
		通信運搬費	1,000		1,000	0	
		使用料	8,000		8,000	4,000	施設使用料
共生委員会	共生イベント	使用料	80,000		80,000	51,899	施設使用料
		報償費	73,000		73,000	33,700	講師謝礼
		消耗品費	25,000		25,000	23,246	イベント用名前シール等
		保険料	3,000		3,000	2,000	イベント保険料
広報委員会	広報事業	委託料	71,000		71,000	47,300	ホームページメンテナンス費用、リーフレット費用
		通信運搬費	15,000		15,000	13,200	サーバー使用料
		消耗品費	5,000		5,000	445	
		使用料	3,000		3,000	200	施設使用料等
事務局費	事務局費	旅費	10,000		10,000	0	
		消耗品費	40,000		40,000	36,867	文具等
		印刷製本費	30,000		30,000	16,570	協会活動チラシ
		通信運搬費	120,000		120,000	118,564	郵送料等
		保険料	40,000		40,000	18,850	ボランティア保険
		使用料	30,000		30,000	2,200	施設使用料
		負担金	15,000		15,000	13,000	京都府国際センター賛助会員会費
	予備費	予備費	241,017		241,017	0	
合　計			8,527,183		8,527,183	6,530,682	

収入合計7,022,600－支出合計6,530,682　＝491,918

差し引き残高　491,918円　については次年度へ繰越ます。

第３号議案

会計監査報告

木津川市国際交流協会規約第８条の規定により、令和７年度事業内容及び会計について、令和８年４月２２日に監査いたしましたところ、預金通帳及び領収書等は整備されており、その執行は適正と認められたので報告いたします。

令和８年４月２２日

監事　佐々木　久美子

監事　堀江　真美

第４号議案

令和８年度　事業計画

期　日	事　　業　　名	場　　所
令和８年４月～ 令和９年３月	日本語教室開催	庁舎北別館
５月１６日	令和８年度国際交流協会総会	中央交流会館
８月	木津川市中学生海外派遣事業（サンタモニカ市へ派遣）	アメリカ
９月	木津川市中学生海外派遣事業市民報告会	東部交流会館
１１月	木津川市木の津まつりへ出店	中央体育館
未定	多文化共生イベント　日本語実践学習・異文化体験学習	市内又は近隣市町村
未定	日本語教授法研修会	東部交流会館等
未定	多文化共生イベント　英語で世界を知ろう	未定

規約第16条により　下記の委員会を設置します。

１．日本語教室・多文化共生委員会

目的：外国人住民が安心して暮らせる木津川市を目指し、企画・運営・推進

・日本語教室　（毎週日曜日10時～11時30分）　・日本語教授法研修

・多文化共生活動（国際交流イベント・災害時の連携対応等）

２．海外交流委員会

目的：海外交流事業（受け入れ・派遣）の企画・運営・推進

・サンタモニカ　ジョンアダムス中学校、サンタモニカ高校との交流

・派遣団員の国際交流事業　・派遣OB事業

３．広報委員会

目的：国際交流協会広報活動の企画・運営・推進

・協会ホームページの更新・管理

・協会活動の広報・周知活動

＊委員会の構成は会員・協会役員とする。

第５号議案

令和8年度 予算

（収入の部）

単位：円

科　目	予算	昨年度予算	比較増減	備　考
会　費	230,000	200,000	30,000	会員100名＊2,000円、法人3＊10,000円
補助金	5,000,000	5,000,000	0	木津川市より補助金
京都府日本語教育推進事業費補助金	180,000	215,000	△ 35,000	京都府より補助金
事業収入	89,000	121,400	△ 32,400	交流事業参加費10,000円、OBOG会参加費20,000円、日本語教授法事業参加費14000円、共生事業参加費45,000円
負担金収入	2,500,000	2,500,000	0	中学生海外派遣事業参加者負担金
雑収入	5,500	3,000	2,500	預金利息・保険代等
繰越金	491,918	487,783	4,135	前年度繰越金
合計	8,496,418	8,527,183	△ 30,765	

（支出の部）

単位：円

科　目			予算	昨年度予算	比較増減	備　考
海外交流委員会	中学生海外派遣事業	報償費	30,000	30,000	0	事前研修講師料
		旅費	6,459,401	6,294,166	165,235	派遣旅費
		消耗品費	60,000	60,000	0	
		印刷製本費	100,000	100,000	0	報告書印刷代
		通信運搬費	20,000	20,000	0	郵送料等
		保険料	7,000	7,000	0	事前研修時参加者保険料
		使用料	90,000	90,000	0	施設使用料、事前研修宿泊施設使用料
		補助金	200,000	200,000	0	参加負担金補助
	サンタモニカ交流事業	報償費	17,000	35,000	△ 18,000	交流会謝礼等
		消耗品費	15,000	45,000	△ 30,000	
		食料費	35,000	78,000	△ 43,000	
		通信運搬費	5,000	11,000	△ 6,000	郵送料等
		保険料	2,000	4,000	△ 2,000	
		使用料	70,000	130,000	△ 60,000	施設使用料等
	派遣OB事業	消耗品費	20,000	20,000	0	
		通信運搬費	10,000	30,000	△ 20,000	郵送料等
		使用料	20,000	10,000	10,000	施設使用料等
	交換学生事業	報償費	10,000	10,000	0	文化体験謝礼
		消耗品費	5,000	5,000	0	
		通信運搬費	2,000	2,000	0	郵送料
		使用料	3,000	3,000	0	施設使用料等
		旅費	22,000	22,000	0	付添交通費
		補助金	200,000	200,000	0	参加補助金
日本語教室委員会	日本語教室関連	旅費	5,000	5,000	0	研修・会議旅費
		消耗品費	75,000	65,000	10,000	テキスト更新等
		使用料	84,000	78,000	6,000	施設使用料
		委託料	10,000	0	10,000	チラシ印刷代
	日本語教授法研修	旅費	15,000	15,000	0	講師派遣
		消耗品費	5,000	5,000	0	
		使用料	21,000	21,000	0	施設使用料
		報償費	145,000	108,000	37,000	講師報償費
	こどもサポート事業	旅費	0	4,000	△ 4,000	
		消耗品費	0	3,000	△ 3,000	
		保険料	0	3,000	△ 3,000	
		委託料	0	4,000	△ 4,000	
		通信運搬費	0	1,000	△ 1,000	
		使用料	0	8,000	△ 8,000	
共生委員会	共生イベント	使用料	82,000	80,000	2,000	
		報償費	30,000	73,000	△ 43,000	講師報償費
		消耗品費	24,000	25,000	△ 1,000	
		保険料	2,000	3,000	△ 1,000	
広報委員会	広報事業	委託料	56,000	71,000	△ 15,000	ホームページメンテナンス費用等
		通信運搬費	15,000	15,000	0	
		消耗品費	5,000	5,000	0	
		使用料	1,000	3,000	△ 2,000	施設使用料等
事務局費	事務局費	旅費	3,000	10,000	△ 7,000	研修会参加旅費
		消耗品費	40,000	40,000	0	
		印刷製本費	30,000	30,000	0	振込用紙印刷
		通信運搬費	120,000	120,000	0	郵送料等
		保険料	40,000	40,000	0	ボランティア保険
		使用料	30,000	30,000	0	施設使用料
		負担金	15,000	15,000	0	京都府国際センター賛助会員会費
	予備費	予備費	241,017	241,017	0	予備費
合　計			8,496,418	8,527,183	△ 30,765	

木津川市国際交流協会規約

（名称）

第１条　この会は、木津川市国際交流協会（以下「協会」という。英語表記は、ＫＩＺＵＧＡＷＡ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ　ＥＸＣＨＡＮＧＥ　ＡＳＳＯＣＩＡＴＩＯＮ　とし、略称は、K.I.E.A.とする。）と称する。

（目的）

第２条　協会は、学研都市の中核として発展する木津川市において、幅広い国際交流の取組を進める中で、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とする。

（会員）

第３条　協会は、前条の目的に賛同する木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）在勤・在学している個人会員、法人会員をもって組織する。但し一般会員であった者が、転住、転勤した場合、理事会の承認により一般会員を継続する事が出来る。

２　会員は、次の会費を負担することとし、それぞれ１口以上の加入とする。

（１）　一般会員　　年額１口　２０００円

（２）　法人会員　　年額１口　１００００円

※また、一般会員のみ年度後半（１０月１日以降）の新規入会者は年額会費を半額とする。

３　次に掲げる者を賛助会員とし、区別、会費とも前項と同じとする。賛助会員である者も理事会の承認を得れば一般会員とすることができる。

（１）木津川市に在住（市内所在の法人を含む。）・在勤・在学以外の者で入会を希望する者

（２）協会が主催する日本語教室で学ぶ学習者

４　一般会員のうち、中学生・高校生である会員についてはその会費を免除することができる。

5　退会届をもって、退会とする。

(事業)

第４条　協会は、第２条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　国際交流に関する事業の計画、実施及び支援

（２）　国際交流に関する情報及び資料の収集並びに提供

（３）　諸団体等との連携・協力による国際交流活動の推進

（４）　その他国際交流の推進に必要な事項

(役員)

第５条　この協会に、次の役員を置く。

（1）　会長　　１名

（２）　副会長　　５名以内

（３）　理事　　２０名以内（会長、副会長を含む。）

（４）　監事　　２名

（５）　会計　　１名

(役員の選任)

第６条　会長及び副会長、会計は、理事の互選により選任する。

２　理事及び監事は、総会において会員（賛助会員を除く。）の中から選任する。

(役員の任期)

第７条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠または、増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

３　役員は、その任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4　役員は、この協会の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情がある場合には、その任期中であっても理事会の議決によりこれを解任することができる。

5　役員が会員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

（役員の職務）

第８条　会長は、協会を代表し、協会の業務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理し、会長が欠けた時は、その職務を行う。

3　理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、協会の業務を担当する。

4　監事は、協会の業務の執行及び会計を監査する。

5　会計は、会計業務を掌理する。

（顧問）

第９条　協会は、必要に応じ顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

（会議）

第10条　協会の会議は、総会及び理事会とする。

（総会）

第11条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2　通常総会は、毎年１回新会計年度開始以降２ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認める場合には、理事会の決議を経て開催する。

3　総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

4　賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。

5　次の号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。

（1）規約の変更に関すること

（2）理事及び監事の選任に関すること

（3）事業計画及び収支予算に関すること

（4）事業報告及び収支決算に関すること

（5）その他、協会の業務に関する重要事項

(理事会)

第 12 条　理事会は、理事をもって構成し、会長の提案に基づき、次の事項を審議する。

（1）事業計画案、収支予算案及び事業報告案、収支決算案の策定に関すること

（2）その他総会に付議すべき議案に関すること

2　理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

(会議の招集)

第 13 条　会議は、会長が招集する。

2　会議の議長は会長が指名する。

(議決)

第 14 条　会議の議決は、出席者の過半数（賛助会員を除く）をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が議決する。

(事務局)

第 15 条　協会に事務局を置く。

2　事務局は、木津川市役所内に置く。

3　事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

（専門委員会等）

第16条　協会は、必要に応じて常設、または、臨時の専門委員会等を設置することができる。

2　委員会は定期的に開催し、年４回以上を目安に開催するものとし、理事会で報告することとする。

（会計年度）

第17条　協会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（協会の経費）

第18条　協会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

（１）会費

（２）補助金

（３）寄付金

（４）その他の収入

（委任）

第19条　この規約に定めるもののほか、協会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1　この規約は、平成１４年３月１０日から施行する。

2　協会設立当初の役員の任期は、第７条第１項の規定にかかわらず、平成１６年３月３１日までとする。

3　第 17 条の規定にかかわらず、平成１４年度の会計年度は、平成１４年３月１０日から翌年３月３１日までとする。

4　この規約は、平成１８年５月２１日から施行する。

5　この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

6　この規約は、平成２０年４月１日から施行する。

7　この規約は、平成２１年５月１０日から施行する。

8　この規約は、令和２年７月２７日から施行する。

9　この規約は、令和４年５月７日から施行する。

１０　この規約は、令和５年５月２０日から施行する。

１１　この規約は、令和６年５月１８日から施行する。

木津川市国際交流協会旅費規程

（目的）

第１条　この規定は、木津川市国際交流協会の職務のため出張する当協会会員及びその協力者に対して支給する旅費に関し、諸般の基準を定めて費用の適正な支出を図ることを目的とする。

（出張依頼等）

第２条　出張依頼は会長またはその委任を受けた者が発することができる。

（旅費の種類）

第３条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

２　鉄道賃は、鉄道を使用した場合において、その乗車に要する旅客運賃により支給する。

３　船賃は、水路を使用した場合において、その乗船に要する旅客運賃により支給する。運賃の等級が２以上に区分される場合は、その上級の旅客運賃を支給する。

４　航空賃は、航空旅行について、現に支払った旅客運賃により支給する。

５　車賃は、陸路について、個人が所有する車両を使用した場合において、鉄道等公共交通機関の最寄り駅までの旅客運賃等に換算し、支給する。

６　有料道路通行料は支出しない。

７　定期路線旅客自動車を使用した場合は、最寄り駅までの運賃を支給する。

８　宿泊料は、出張中の宿泊にかかる費用（食事代除く）について、現に支払った宿泊料のうち１２，０００円を上限に支給する。ただし、宿泊料に含まれる朝食費用は、これを支給する。

（旅費の計算）

第４条　旅費は、最も経済的な経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

２　旅費の計算は木津川市外に出張した場合に計算する。

（旅費の請求手続き）

第５条　旅費の支給を受けようとする出張者は所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

（旅費の特例）

第６条　この規定に定めのないものについては、請求があった場合に理事会で審議し、会長が決定するものとする。

（施行期日）

この規定は平成２４年１月１日から施行する。

木津川市国際交流協会　中学生派遣事業関係（内規）

個人負担の助成制度

就学援助費（中学生）：生活保護、準生活保護（住民税非課税世帯）

通常負担の１０分の４を補助いたします。　　（申請書提出）

平成２７年度から　実施

令和８年度本部役員及び理事・監事構成名簿

役　職	氏　名
会長	坂寄　正男
副会長 日本語委員長	高岡　尚介
副会長	栗本　佳祐
副会長 広報委員長・多文化共生担当	横山　治生
理事 海外交流委員長	西脇　弘乃
会計・理事	山﨑　利彦
理事	松本　順子
監事	佐々木　久美子
監事	堀江　真美